

新型コロナウイルス感染防止のための行動指針（改訂）

1. 本学の基本方針

学生・教職員の安全確保を第一に考え、感染リスクと感染による健康被害を最小限にするため、取り得る最大限の感染防止対策を実施します。

2. 具体的な行動指針

- 1) 大学運営会議の判断に基づき教育研究および大学運営を行う。
- 2) 「新しい生活様式」を踏まえた行動指針は、以下のとおりとする。

<学生>

1) 自身の健康と他者への感染拡大防止に留意した行動を要請

- ・学内外における感染リスクの高い「3密」行動を避けること。
- ・他者への感染拡大防止の観点から、大学構内および学外先でのマスクの着用を徹底すること。
- ・「健康チェック・行動履歴記録用紙」の内容について、日々の体温測定と体調確認を行い、日々の行動（訪問先・接触者等）を記録すること（感染が確認された場合等には、記録の提出を求める）。

2) 授業（講義、演習）では、ソーシャルディスタンスを確保して行う。なお、受講に際しては、マスクの着用、体温測定、講義内容によりフェイスシールドの着用を条件とし、37.5℃以上の発熱がある場合、過去2週間に体調不良又は感染リスクの高い行動歴があった場合は、自主的に受講を見合わせることを要請する。

3) 国内移動について

- ・感染拡大が見られる他都道府県との往来は、用務の必要性を慎重に判断し、極力控えること。
- ・県外への移動制限は行わないが、特に緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が適用された都道府県等との往来は慎重に検討すること。また、感染拡大が見られる他都道府県等との往来は用務の必要性を慎重に判断し、感染防止に十分に留意して行動することを要請する。
- ・感染拡大地域から移動してきた場合は、「健康チェック・行動履歴記録用紙」により2週間は体調に注意して行動することを要請する。

4) 外出行動については、3密を避け、感染の危険性がある行動は行わないこと。また、普段顔を合わせない人（特に感染拡大が見られる他都道府県在住者）との旅行や飲み会・食事会は、極力控えること。併せて、人数を絞る/短時間で会う/距離を取る/マスクを外さない等、感染対策を徹底すること。

5) サークル活動については、3密を避け、感染防止に特に留意すること。

6) アルバイトを行う場合は、感染防止対策が十分に取られている環境等であることが確認できる場合にのみ行うように要請する。

7) 体調不良の場合

- ・自宅で待機するなど行動を自粛すること。

- ・感染が疑われる等、症状に不安がある場合は、かかりつけ医や新潟県新型コロナ受診・相談センター（保健所）に相談し、医療機関に受診するとともに、大学に連絡すること。

- ・症状が回復しても、回復後3日間は自宅で待機すること。但し、受診した医療機関が発行する診断書（通学の可否も含む）に基づき対応する。

8) 国および新潟県や長岡市が発出する警報・注意報等の情報・要請に従った行動をすること。

<教員>

1) 自身の健康と他者への感染拡大防止に留意した行動を要請

- ・学内外における感染リスクの高い「3密」行動を避けること。

- ・他者への感染拡大防止の観点から、大学構内および学外先でのマスクの着用を徹底すること。

- ・「健康チェック・行動履歴記録用紙」の内容について、日々の体温測定と体調確認を行い、日々の行動（訪問先・接触者等）を記録すること（感染が確認された場合等には、記録の提出を求める）。

2) 授業（講義、演習）について

- ・ソーシャルディスタンスを確保し、教室の出入口や窓を開けるなど換気に留意して開始すること。なお、講義に際しては、マスクの着用、体温測定を条件とし、37.5℃以上の発熱がある場合、過去2週間に体調不良又は感染リスクの高い行動歴があった場合は、授業実施を見合わせる。

3) 会議等について

- ・会議は、可能なものはメール若しくはオンライン会議により実施すること。

4) 学外からの来訪者との打合せ等について

- ・来訪者の氏名、連絡先等を記録し総務課に届け出ること。

- ・感染拡大が見られる地域からの来訪者との面会は極力控え、電話・メール・オンライン会議によるものとする。やむを得ない場合は、事前に総務課に届け出て学長の許可を得ること。

5) 国内移動について

- ・感染拡大が見られる他都道府県との往来は、用務の必要性を慎重に判断し、極力控えること。

- ・県外への移動制限は行わないが、特に緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が適用された都道府県等との往来は慎重に検討すること。また、感染拡大が見られる他都道府県等との往来は用務の必要性を慎重に判断し、感染防止に十分に留意して行動することを要請する。

- ・感染拡大地域から移動してきた場合は、「健康チェック・行動履歴記録用紙」により2週間は体調に注意して行動することを要請する。

6) 外出行動については、3密を避け、感染の危険性がある行動は行わないこと。また、普段顔を合わせない人（特に感染拡大が見られる他都道府県在住者）との旅行や飲み会・食事会は、極力控えること。併せて、人数を絞る/短時間に合う/距離を取る/マスクを外さない等、感染対策を徹

底すること。

7) 体調不良の場合

- ・自宅で待機するなど行動を自粛すること。
- ・感染が疑われる等、症状に不安がある場合は、かかりつけ医や新潟県新型コロナ受診・相談センター（保健所）に相談し、医療機関に受診するとともに、大学に連絡すること。
- ・症状が回復しても、回復後3日間は自宅で待機すること。但し、受診した医療機関が発行する診断書（出勤の可否も含む）に基づき対応する。

8) 国および新潟県や長岡市が発出する警報・注意報等の情報・要請に従った行動をすること。

<職員>

1) 自身の健康と他者への感染拡大防止に留意した行動を要請

- ・学内外における感染リスクの高い「3密」行動を避けること。
- ・他者への感染拡大防止の観点から、大学構内および学外先でのマスクの着用を徹底すること。
- ・「健康チェック・行動履歴記録用紙」の内容について、日々の体温測定と体調確認を行い、日々の行動（訪問先・接触者等）を記録すること（感染が確認された場合等には、記録の提出を求める）。

2) 国内移動について

- ・感染拡大が見られる他都道府県との往来は、用務の必要性を慎重に判断し、極力控えること。
- ・県外への移動制限は行わないが、特に緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が適用された都道府県等との往来は慎重に検討すること。また、感染拡大が見られる他都道府県等との往来は用務の必要性を慎重に判断し、感染防止に十分に留意して行動することを要請する。
- ・感染拡大地域から移動してきた場合は、「健康チェック・行動履歴記録用紙」により2週間は体調に注意して行動することを要請する。

3) 会議等について

- ・会議は、メール若しくはオンライン会議により実施することを原則とする。

4) 学外からの来訪者との打合せ等について

- ・来訪者の氏名、連絡先等を記録し総務課に届け出ること。
- ・感染拡大が見られる地域からの来訪者との面会は極力控え、電話・メール・オンライン会議によるものとする。やむを得ない場合は、事前に総務課に届け出て学長の許可を得ること。

5) 外出行動については、3密を避け、感染の危険性がある行動は行わないこと。また、普段顔を合わせない人（特に感染拡大が見られる他都道府県在住者）との旅行や飲み会・食事会は、極力控えること。併せて、人数を絞る/短時間に合う/距離を取る/マスクを外さない等、感染対策を徹底すること。

6) 体調不良の場合

- ・自宅で待機するなど行動を自粛すること。
- ・感染が疑われる等、症状に不安がある場合は、かかりつけ医や新潟県新型コロナ受診・相談セ

ンター（保健所）に相談し、医療機関に受診するとともに、大学に連絡すること。

・症状が回復しても、回復後3日間は自宅で待機すること。但し、受診した医療機関が発行する診断書（出勤の可否も含む）に基づき対応する。

7) 国および新潟県や長岡市が発出する警報・注意報等の情報・要請に従った行動をすること。

<追加注意事項>

○特に、次の事項に該当する場合は、極力参加や行動を控えること。

- 1.人が密集する場所やイベント会場及びその前後の行動
- 2.ライブやコンサート及び演劇
- 3.飲み会、カラオケなどの飛沫感染のリスクが高い場所